

官
禁

號外 昭和二十一年十二月十五日

衆議院議事速記錄第十號

○第九十帝國議會回衆議

昭和二十一年十二月十四日(土曜日)

午後一時四十四分開幕

議事日程 第九號

午後一時開議

第一 議院法の特例に關する法律

案(政府提出 貴族院送付) 第一章

卷之三

〔頭語を省略した報告〕

通りである。

大都市の大學、高等専門學校、地主

分散に関する建議案

指出者

癸丑 親君
杉本 勝次

松本 七郎君
堤 隆

山下一ツ子君

戦争犠牲者急速救援衛生に關する論

提出者

山下 ツキ君 田原 春次

上野驛地下道其の他における浮浪者

の急速救済に關する建議案

官報號外 昭和二十二年十二月十五日

衆議院議事速記録第十號

告 平塚國務大臣の報告

○國務大臣(平塚常次郎君) 日本政府へ餘剰自動車の賣渡しについて御報告いたします。陸上輸送力の増強は、戦後の日本經濟の復興には最も緊要なことであるので、政府はかねてより連合軍總司令部に對し、自動車の輸入を要請中でありますたが、連合軍總司令部は日本政府に對し、總計八千六百二十九輛のトラックと、八千七百五十九輛のトレーラーの譲り渡しを承諾せられることになつたのであります。(拍手)日本政府は既に三千百五十輛のトラックを入手し、これが整備に着手しております。これらの自動車の一部は改造の上、目下最も混雑をきわめておる東京、大阪、名古屋、その他大都市の交通混雑緩和のため使用し、さらに必要に応じては、都市間の鐵道輸送の緩和にも使いたいと考えております。東京都の交通緩和は、來春早々より實施するつもりでありまするが、もしこれに四百輛の車両を補充するとするならば、只今東京都においては二百五十輛のバスしか動いておりませんから、その輸送力は一倍以上に増加することになり、また現在エンジン故障で動かぬ車が澤山ありますから、それを連結してひくこととするならば、四倍以上にもなるのです。一日三十萬人くらいの輸送緩和となるのであります。(拍手)また大阪のところも、只今百輛足らずのバスしか動いておりませんから、これに三百五十

輌を配分するならば、三倍以上の輸送力が増加するわけであります。運輸省といたしましては、來春よりは約一割の電車増發ができることとなつておりますので、今度の自動車輸入と相まって、全力を擧げて交通の混雑緩和をはかつて参るつもりであります。なおまたこのトラックの他のものは、日本經濟の復興に必要な食糧、木材、燃料その他の重要物資の輸入や開拓關係、戰災復舊、石炭増産、その他緊急を要する復興工事及び進駐軍上事用、保安衛用等に充當するつもりであります。

今回の連合軍の特別の取りはからいによりまして、日本經濟の再建に大なる役割を演ずるものと考え、政府としてはこの自動車の運用について萬全を期しております。またその配分方法については、連合軍の許可を得て最善の運用をして参りたいと考えておる次第であります。(拍手)

なお連合軍司令部の好意により、將來においてさらに車輌の購入がなされることを期待しておる次第であります。(拍手)

○山口喜久一郎君 議事日程變更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際政府提出皇室典範案を議題となし、委員長の報り、求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長山崎猛春 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

1000

○議長（山崎猛殿君）御異議なしと認めます。よつて日程は變更せられました。

皇室典範案の第一讀會の續を開きま

す。委員長の報告を求めます。委員長

樋貝詮三君

皇室典範案（政府提出）

第一讀會の續（委員長報告）

報告書

一 皇室典範案（政府提出）

右は本院において可決すべきものと議決した因つてことに報告する。

昭和二十一年十二月十四日

委員長 樋貝詮三

衆議院議長 山崎猛殿

〔議員詮三君發言〕

○樋貝詮三君 去る五日の本會議において付託を受けましたる皇室典範案の審査に關し、委員會の経過と審議の内容について御報告を申し上げたいと

思ひます。

御指名を受けましたる委員は、直後に參集いたし、委員長理事の互選を行ひ、委員長には不肖私が、また理事には加藤宗平君、北浦圭太郎君、小島徹三君、武蔵常介君、吉田安君、菊池登之輔君、黒田壽男君及び酒井俊雄君の諸氏が選舉せられました。爾後委員會は今朝に至るまでに五回の會議を重ねまして、政府よりは内閣總理大臣、幣原國務大臣、金森國務大臣及び木村司法大臣等が出席せられたのであります。

まず政府より提案の説明があり、次いで委員の質疑に入つたのであります。提案説明においては、本議場においてなされたると大同小異の説明がありました。たゞ少しく本會議におけるものよりも詳細にわかつておつたのであります。

それらの説明によつて見ますと、新皇室典範は、現行皇室典範を承けて、憲法の下に規定をなす所の純然たる法律であり、また現行皇室典範のごとく、皇室御一家の家法というような部分は含んでおらないといふのがあります。すなわちその規定する事項は、憲法によつて委せられたる皇位繼承と攝政といふ二大事項を中心としたしまして、これにこれと密接不可分の關係にあるいくばくの事項を含んでおるものであります。

以上を皇室典範案の骨子といたしま

たしまして、これにこれらと密接不可分の關係にあるいくばくの事項を含んでおるものであります。

以上の事項を申上げれば、

皇位繼承についてまず申上げれば、

皇統に屬する男系の嫡出の皇族の方に

限り繼承資格あるものといたしまし

て、その方々のうちで、一定の順位をもつて現實に繼承せらることとなつておるのであります。もしその順位に當らるゝ方に、皇位繼承にふさわしくない一定の事情がある場合には、その方の皇位繼承資格は失われ、従つて繼承の序列から脱落されて行くこととなり、次順位の方が繼承順位に立たせらるゝということと相なるのであります。

これまでに五回の會議を重ねまして、

政府よりは内閣總理大臣、幣原國務大臣、金森國務大臣及び木村司法大臣等が出席せられたのであります。

まず政府より提案の説明があり、次

いで委員の質疑に入つたのであります。提案説明においては、本議場においてなされたると大同小異の説明があ

りました。たゞ少しく本會議におけるものよりも詳細にわかつておつたのであります。

それらの説明によつて見ますと、新皇室典範は、現行皇室典範を承けて、憲法の下に規定をなす所の純然たる法律であり、また現行皇室典範のごとく、皇室御一家の家法といふのがあります。すなわち皇室典範によれば、皇位は

皇統に屬する男系の男子がこれを繼承する

が、これを男子に限定することは、憲法においてすべて國民は、法の下に平等

であることとなつておるのであります。

第二はいわゆる女帝論であります。

第三は、本案には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第四は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第五は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第六は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第七は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第八は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第九は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第十は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第十一は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第十二は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第十三は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第十四は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第十五は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第十六は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第十七は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第十八は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第十九は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第二十は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第二十一は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第二十二は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第二十三は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第二十四は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第二十五は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第二十六は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第二十七は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第二十八は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第二十九は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第三十は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第三十一は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第三十二は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第三十三は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第三十四は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第三十五は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第三十六は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第三十七は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第三十八は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第三十九は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第四十は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第四十一は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第四十二は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第四十三は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第四十四は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第四十五は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第四十六は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第四十七は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第四十八は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第四十九は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第五十は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第五十一は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

第五十二は、本議場には攝政の在職中の不

可侵については規定があるが、天皇の

規定をなしても決して憲法違反では

ないといふのであります。

定價一部七十錢

所行發

東京都牛込區市ヶ谷本村町
電話九段五三一〇〇〇〇印刷局
振替東京一九〇〇〇〇 計課